

平成26年 第5回臨時会

浪江町議会会議録

平成26年11月26日 開会

平成26年11月26日 閉会

浪江町議会

平成26年第5回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（11月26日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	14

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成26年11月19日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成26年11月26日（水） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
（二本松市平石高田第二工業団地内）
浪江町役場 二本松事務所

- 3 付議事件
 - （1） 職員の給与に関する条例の一部改正について
 - （2） 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
 - （3） 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第3号）
 - （4） 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - （5） 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）
 - （6） 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 - （7） 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 - （8） 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - （9） 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 5 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成26年浪江町議会第5回臨時会

議事日程(第1号)

平成26年11月26日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議案第57号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第58号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第59号 | 平成26年度浪江町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第 6 | 議案第60号 | 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 | 議案第61号 | 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 8 | 議案第62号 | 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 9 | 議案第63号 | 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議案第64号 | 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第65号 | 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算(第2号) |

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
総務課長	佐藤良樹君	復旧事業課長	中田喜久君
健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君	介護福祉課長	佐藤尚弘君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	岩野善一	次長	清水佳宗
書記	柴野早苗		

○議長（小黒敬三君） おはようございます。

東日本大震災から3年8カ月が過ぎました。平成26年第5回臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対して、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第5回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、5番、平本佳司君、6番、松田孝司君、7番、山崎博文君を指名します。

◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は配付のとおり、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第57号 職員の給与に関する条

例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に準じて職員の給与を増額するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご説明申し上げます。

今回の職員給与条例の一部改正は、本年10月16日に提出されました福島県人事委員会勧告に準じまして改正するものでございます。

主な改正につきましては、医療給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の改正。職員の給料につきましては、世代間の給与配分の見直しから若年層に重点をおいての改定でございまして、平均で0.21%の引き上げでございます。

また、手当において勤勉手当を0.15月分増額、再任用職員にあっては0.05月分を増額するものでございます。

資料の新旧対照表をお開きください。

初めに、第9条の2は、医療職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の限度額の改正でございます。月額30万6,900円を41万2,200円に引き上げるものでございます。なお、現在のところ医療職の給料表の適用を受ける職員はございません。

次に、第21条第2項第1号は、再任用職員以外の職員でございます。現一般職の職員の勤勉手当でございます。現行の100分の67.5から100分の82.5へ支給率を改めるものでございます。次の第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当でございまして、現行の100分の32.5から100分の37.5へ支給率を改めるものでございます。

また、職員の給与につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平均で0.21%の引き上げでございまして、引き上げ額の最大でございますが、月額で1,700円でございます。最小と申しますか、最小は0ということになります。

なお、別表第1、行政職給料表及び別表第1の2医療職給料表の新旧対照表につきましては、次ページ以降に記載のとおりでございます。

この改正によります影響額でございますが、給料で165万7,000円、勤勉手当で848万8,000円、共済費で181万1,000円、総額1,195万6,000円の増額となります。

今回の一般会計及び特別会計等、給料等の補正予算を上程しているところでございますが、各会計とも当初予算から人事異動等による変更を加味し、精算見込み額を算定し計上しておりますので、今回の改正に伴う影響額と一致はしてございません。直接的な影響額につきましては、今申し上げました金額となります。

なお、改正後の職員の給与に関する条例の規定につきましては、平成26年4月1日からの適用となります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第4、議案第58号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第58号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に準じて一般職の任期付職員の給与を改正するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご説明申し上げます。この改正につきましても議案第57号に同じく、福島県人事委員会勧告に準じまして改正するものでございます。

新旧対照表をお開きください。第8条であります。任期付職員

の給料の改正でございます。号級は第1号から第7号で、現行1号級が38万2,000円から38万3,000円、以下お示しのとおりでございます。

第9条の第2項につきましては、任期付職員及び医療給料表の適用を受ける職員の期末手当について規定しているものでございます。

次のページ、裏のページになりますが、6月支給分でございます。給与条例第20条第2項中ということで、6月の支給分についてになります。こちらにつきましては、現行100分の140から100分の150へ。次が12月支給分についてになります。100分の155から100分の165へ支給率を改めるものでございます。

なお、この条例支給対象者は現在1名でございます。

また、改正後の規定のうち、12月支給分については平成26年4月1日からの適用となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第58号、新旧対照表について1点だけお尋ねをいたします。改定については、総務課長説明のとおりでしたが、ここに示されている号級について、浪江町職員の場合それぞれ個々に関係する職員の数をお示しいただきたい。第8条任期を定めて採用された。1名というのは第9条の2号でしょう。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 任期付職員でございます。任期付職員については1名でございます。号級のほうの対象になる人数は1名でございます。

○議長（小黒敬三君） どこに該当しますか。1から7までありますが。

○総務課長（佐藤良樹君） 1に該当します。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第5、議案第59号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第59号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の勧告による給与改定等に伴う人件費の補正及び衆議院解散に伴う、衆議院議員総選挙費合わせて歳入歳出それぞれ2,628万円を増額するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、給与改定に伴う人件費の補正でありまして、主に各項目とも職員の給料、手当等、共済費の補正となっておりますが、人件費以外では衆議院解散により、12月2日公示、同14日執行が決定されております第47回衆議院議員総選挙の諸経費を計上しているところでございます。

なお、先ほどご説明のとおり、今回の条例改正による影響額は総額で1,195万6,000円の増額となりますが、4月の人事異動及び退職者等の増等によりまして54万8,000円を予備費のほうへ入れております。今回の補正増額2,628万円につきましては、すべて選挙にかかる経費でございます。

7ページをお開きください。歳入であります。款14県支出金、項3委託金、目1総務費委託金2,628万円、総選挙の委託費でございます。補助率は10分の10でございます。歳出は同額でございます。

10ページをお開きください。歳出に入りますが、款2総務費、項4選挙費、目5衆議院議員総選挙費でございます。主なものでございますが、節1報酬106万5,000円、節3職員手当等627万3,000円、節11需用費219万5,000円、節12役務費680万6,000円、節13委託料546万1,000円、節14使用料及び賃借料280万円、節18備品購入費108万円、総額2,628万円でありまして、内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、下段の款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節28繰出金474万2,000円。次のページに入りまして、目2 老人福祉費、節28繰出金1,066万9,000円は、国民健康保険会計及び介護保険特別会計への繰出金でございまして、今回の給与改定に伴う人件費の支出分でございます。

最後のページ、18ページになりますが、先ほどの説明のとおり、予備費が54万8,000円の増となります。その他の項目につきましては、人件費のみの補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第59号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第6、議案第60号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） 議案第60号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の勧告による給与改定等に伴う人件費の補正を行うため、歳入歳出それぞれ474万2,000円を増額するものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第60号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第7、議案第61号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。
[町長 馬場 有君登壇]
- 町長（馬場 有君） 議案第61号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。
本案は、福島県人事委員会の勧告による給与改定等に伴う人件費の補正を行うものであります。よろしくお願いいたします。
- 議長（小黒敬三君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第61号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第8、議案第62号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） 議案第62号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の勧告による給与改定等に伴う人件費の補正を行うため、歳入歳出それぞれ120万7,000円を増額するものであります。よろしくお願いたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第62号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第9、議案第63号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） 議案第63号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の勧告による給与改正等に伴う人件費の補正行うものであります。よろしくお願いたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第63号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第10、議案第64号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） 議案第64号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の勧告による給与改正等に伴う人件費の補正を行うため、歳入歳出それぞれ1,066万9,000円を増額するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第64号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第11、議案第65号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

[町長 馬場 有君登壇]

- 町長（馬場 有君） 議案第65号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の勧告による給与改正等に伴う人件費の補正を行うものであります。よろしくお願いいたします。

- 議長（小黒敬三君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第65号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全て終了しました。
-

◎閉会の宣告

- 議長（小黒敬三君） 本日の会議を閉じます。
これをもって平成26年第5回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 9時25分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

署名議員 平 本 佳 司

署名議員 松 田 孝 司

署名議員 山 崎 博 文